

証券コード 9240
2025年10月10日

株 主 各 位

東京都港区赤坂九丁目7番1号
ミッドタウン・タワー23階
株式会社デリバリーコンサルティング
代表取締役会長 阪口琢夫

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下に記載の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.deliv.co.jp/ir/generalmeeting>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「デリバリーコンサルティング」又は「コード」に当社証券コード「9240」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年10月28日（火曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- 1. 日 時** 2025年10月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
(総会開始時間が昨年と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。)
- 2. 場 所** 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー 9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room A
- 3. 目 的 事 項 報 告 事 項**
1. 第23期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）
計算書類報告の件
- 4. 決 議 事 項**
- 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）**
- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 株主総会参考書類

## 議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

現行定款第14条及び第22条において、代表取締役のみに限定されている株主総会並びに取締役会の招集権者及び議長を、取締役会においてあらかじめ定めた取締役とすることで、ガバナンス体制の柔軟性を高め、経営の円滑な意思決定と運営を可能とするものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                | 変 更 案                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 株主総会<br><br>(招集権者及び議長)<br>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 | 第3章 株主総会<br><br>(招集権者及び議長)<br>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 |
| 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。                           | 2 前項に従い定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。                                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>           (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>           (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 前項に従い定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> |

以 上

# 事業報告

(2024年8月1日から)  
2025年7月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用、所得環境の持ち直しとともに、個人消費や設備投資が堅調に推移し、緩やかな回復が続きました。一方、物価の上昇や円安、国際情勢の不透明さも影響し、先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループのデジタルトランスフォーメーション事業は、クライアントのデジタルプラットフォーム構築のハブとなるDXパートナーとして、高い技術知見によってクラウド、AI（人工知能）やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）など先端技術を活用し、クライアントのビジネスモデル変革や新たなサービス開発に最適なシステム像を描き、クライアントの企業価値の最大化に貢献してまいりました。

当連結会計年度における売上高は前期比で微増となりましたが、人件費や採用関連費用、教育研修費用の増加に加え、営業人員の増加やマーケティング体制の拡充に伴う広告宣伝費、外注費等が増加したことから、営業利益は211,779千円から51,788千円へと減少しました。これらの支出は中長期的な成長に向けた戦略的投資であります。また、当連結会計年度において当社は、アカウントマネジメントの強化、新規エンドユーザー獲得のためのマーケティング活動の強化、パートナービジネスの強化など、事業成長に向けた各種施策を積極的に展開してまいりました。特に当期より本格始動したアカウントマネジメントでは、顧客との信頼関係構築を重視した課題解決型アプローチを実施し、成果が表れ始めております。本施策による顧客満足度の向上や収益性の改善といった手応えは、特に当第3、第4四半期における売上高の伸長に貢献しております。

その結果、当連結会計年度における経営成績については、売上高は2,740,744千円（前期比1.4%増）、営業利益は51,788千円（前期比75.5%減）、経常利益は60,273千円（前期比71.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は35,023千円（前期比77.5%減）となりました。

なお、当社グループの報告セグメントはデジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、5,167千円です。その主なものは、受託開発・運用保守業務やコンサルティング業務のためのITハードウェア機器の取得2,720千円並びに基幹システムの改良1,983千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                  | 第20期<br>(2022年7月期) | 第21期<br>(2023年7月期) | 第22期<br>(2024年7月期) | 第23期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年7月期) |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(千円)             | 2,131,849          | 2,190,968          | 2,703,725          | 2,740,744                       |
| 経常利益(千円)            | 359,472            | 52,784             | 210,170            | 60,273                          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 241,173            | 28,822             | 155,328            | 35,023                          |
| 1株当たり当期純利益(円)       | 51.92              | 6.17               | 32.85              | 7.30                            |
| 総資産(千円)             | 1,380,927          | 1,318,871          | 1,487,115          | 1,484,334                       |
| 純資産(千円)             | 903,298            | 933,772            | 1,066,967          | 1,112,622                       |
| 1株当たり純資産(円)         | 193.27             | 199.23             | 223.00             | 230.54                          |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区分            | 第20期<br>(2022年7月期) | 第21期<br>(2023年7月期) | 第22期<br>(2024年7月期) | 第23期<br>(当事業年度)<br>(2025年7月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)       | 2,013,845          | 2,059,288          | 2,551,419          | 2,605,392                     |
| 経常利益(千円)      | 357,661            | 54,721             | 209,722            | 63,360                        |
| 当期純利益(千円)     | 239,418            | 23,540             | 154,815            | 44,461                        |
| 1株当たり当期純利益(円) | 51.54              | 5.04               | 32.74              | 9.27                          |
| 総資産(千円)       | 1,380,453          | 1,313,450          | 1,479,660          | 1,486,453                     |
| 純資産(千円)       | 908,978            | 934,076            | 1,066,647          | 1,121,847                     |
| 1株当たり純資産(円)   | 194.49             | 199.29             | 222.94             | 232.45                        |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

③ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名                                      | 資本金            | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容            |
|------------------------------------------|----------------|----------|--------------------|
| Delivery International<br>Thaï Co., Ltd. | 4,000,000タイバーツ | 99.98%   | デジタルトランسفォーメーション事業 |

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 最先端IT技術への対応

これまでIT業界は生成AI、クラウド、データ分析、セキュリティなどの様々な技術により発展を遂げてきました。IT技術の進化は現在も急速に進んでおり、IT技術をどのように活用してクライアント企業のビジネスを高度化していくかということがこれまで以上に重要になってきています。当社グループでは、最先端IT技術の発掘に取り組むとともに、それらに対する理解を深め、活用方法を日々研究しております。また、最先端技術と既存技術との融合も視野に入れることで、より付加価値の高いサービスの提供を目指しております。

##### ② 新規顧客の開拓と営業体制の強化

当社グループは、事業拡大に向けて、既存顧客への支援継続及びアップセル、クロスセルの積極的な提案とともに新規顧客の獲得にも積極的に取り組んでまいります。また、顧客ニーズの多様化に対応し、ターゲット市場における認知度の向上及び新規顧客を獲得するため、書籍の出版やセミナーの実施などのマーケティング活動を通じて潜在顧客との接点を増やすことで営業活動の効率化を図ります。更に既存顧客との関係深化と新規顧客開拓を両立させるため、人員の育成や体系整備による営業体制の強化と、外部パートナーとの連携を推進してまいります。

##### ③ 当社グループ及び当社グループのサービスの認知度向上

当社グループは、最新のIT技術を活用したサービス及び製品を提供しており、事業の拡大に向けて、より多くの方に安心してサービス・製品を利用していただけるよう、当社グループ及び当社グループのサービス・製品の知名度や信頼を向上させることが重要であると認識しております。当社グループは引き続き高品質のサービス・製品の提供を通じて、信頼の獲得に努めるほか、プロモーション活動の強化にも努め、認知度向上を図ってまいります。

##### ④ 優秀な人材確保と組織体制の強化

当社グループは、継続的に事業拡大を行うために、優秀な人材を十分に確保することが課題と考えております。今後は、高い専門性を有した人材を育成することで、市場の変化に耐えうる組織基盤を構築する考えであります。

そのため、新卒採用の強化と経験者の中途採用、及び社内外の研修など教育制度を整備、人事評価制度の改善など、イノベーションを奨励する労働環境の継続的な創出、改善を通して従業員のモチベーションを高め、優秀な人材の確保と定着を促進していく方針であります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループでは、企業価値最大化のため、業務の拡大に合わせて内部管理体制を強化することが必要であると認識しております。今後も、財務分析の強化、リスク管理の徹底等、健全な企業経営に必要な体制を強化するよう取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容** (2025年7月31日現在)

当社グループは、デジタルトランスフォーメーション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

| 事業区分               | 事業内容                                                |
|--------------------|-----------------------------------------------------|
| デジタルトランスフォーメーション事業 | デジタルマイグレーションサービス、データストラテジーサービス、インテリジェントオートメーションサービス |

(6) **主要な営業所及び工場** (2025年7月31日現在)

① 当社

|    |                    |
|----|--------------------|
| 本社 | 東京都港区赤坂            |
| 支店 | 福岡事務所（福岡県福岡市中央区天神） |

② 子会社

|                                          |                 |
|------------------------------------------|-----------------|
| Delivery International<br>Thaï Co., Ltd. | 本社（タイ王国チョンブリー県） |
|------------------------------------------|-----------------|

## (7) 従業員の状況（2025年7月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分               | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------------|------|-------------|
| デジタルトランスフォーメーション事業 | 177名 | 16名増        |
| 全社（共通）             | 14   | 1名減         |
| 合計                 | 191  | 15名増        |

- (注) 1. 「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
2. 上記従業員数は就業人員であり、嘱託社員（2名）、契約社員（1名）を含んでおります。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 172名 | 18名増      | 36.0歳 | 4.89年  |

- (注) 上記従業員数は就業人員であり、嘱託社員（2名）、契約社員（1名）を含んでおります。

## (8) 主要な借入先の状況（2025年7月31日現在）

| 借入先        | 借入額      |
|------------|----------|
| 株式会社きらぼし銀行 | 23,773千円 |
| 株式会社りそな銀行  | 5,798千円  |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年7月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 17,500,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 4,855,300株  |
| ③ 株主数      | 1,678名      |

(注)新株予約権の権利行使により発行済株式の総数が24,200株増加しております。

### (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                    | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------|---------|---------|
| 阪 口 琢 夫                                  | 1,529千株 | 31.72%  |
| 株 式 会 社 メ デ イ ア シ ー ク                    | 869     | 18.03   |
| M F ア セ ッ ト 株 式 会 社                      | 520     | 10.79   |
| ト ラ ン ス ・ コ ス モ ス 株 式 会 社                | 361     | 7.50    |
| S o l v v y 株 式 会 社                      | 80      | 1.66    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                          | 72      | 1.50    |
| 平 井 美 穂 子                                | 50      | 1.04    |
| J P モ ル ガ ニ 証 券 株 式 会 社                  | 48      | 1.00    |
| デ リ バ リ ー コ ン サ ル テ ィ ン グ<br>従 業 員 持 株 会 | 46      | 0.97    |
| 木 村 卓 司                                  | 44      | 0.93    |

(注) 持株比率は、自己株式(34,676株)を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

|                          | 株 式 数   | 交 付 対 象 者 数 |
|--------------------------|---------|-------------|
| 取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く ) | 17,700株 | 3名          |

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「(3)会社役員の状況 ⑤取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

## (2) その他株式に関する重要な事項

### 自己株式の処分

2024年11月15日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を処分いたしました。

処分した株式の種類および数 普通株式 17,700株

処分価額の総額 8,248,200円

処分の目的 謹渡制限付株式報酬のため

処分した日 2024年12月13日

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2025年7月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                |
|----------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役    | 阪口琢磨夫 | 会長<br>MFアセット株式会社 代表取締役                                                                                                      |
| 取締役      | 内藤秀治郎 | C E O<br>株式会社トムス 社外取締役                                                                                                      |
| 取締役      | 高橋昌樹  | COO                                                                                                                         |
| 取締役      | 曾山明彦  | 株式会社エグゼクティブ・アライアンス 代表取締役<br>東北大学 客員特任教授<br>一般社団法人ライフサイエンス・イノベーション・ネットワーク・ジャパン 常務理事                                          |
| 取締役      | 齋藤祐子  | グーグル合同会社 プライバシーサンドボックス パートナーシップ部長                                                                                           |
| 常勤監査役    | 菅野次男  |                                                                                                                             |
| 監査役      | 恩田学   | 株式会社GTM総研 代表取締役副社長<br>GTM税理士法人 代表社員<br>株式会社GTMコンサルティング 代表取締役社長<br>株式会社東阪企画 監査役<br>株式会社Jストリーム 社外監査役<br>応用技術株式会社 社外取締役(監査等委員) |
| 監査役      | 平石孝行  | スプリング法律事務所                                                                                                                  |

- (注) 1. 取締役曾山明彦氏及び齋藤祐子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役菅野次男氏、監査役恩田学氏及び平石孝行氏は、社外監査役であります。
3. 監査役恩田学氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役平石孝行氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役曾山明彦氏、社外取締役齋藤祐子氏、社外監査役菅野次男氏、社外監査役恩田学氏及び社外監査役平石孝行氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

## ③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社取締役及び当社監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額会社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されるものであり、1年ごとに契約を更新しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、法令違反に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象外としております。

## ⑤ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年10月28日開催の第18期定時株主総会決議で取締役の金銭報酬の額を年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としております。

また、2023年10月27日開催の第21期定時株主総会においてご承認いただき、既存の報酬枠とは別枠で譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件としております。本決議に基づき、2024年12月13日付で当社取締役（社外取締役を除く。）3名に譲渡制限付株式17,700株を割り当てました。

当社は「取締役報酬決定方針」を定めており、取締役会は、取締役の個人別の報酬の決定に関して、当該方針に基づき、当社が任意に設置する社外役員（社外取締役及び社外監査役）が構成員の過半数を占める任意の報酬委員会に、株主総会において決定された報酬総額

の範囲内で委任しております。委任した理由は、個人別の報酬決定に関する手続きの妥当性や審議プロセスの透明性・実効性を担保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図るためであります。

2023年10月27日開催の取締役会決議により、当社は「取締役報酬決定方針」を中期インセンティブとしての「譲渡制限付株式報酬制度」、また短期インセンティブとしての「業績連動報酬制度」に対応して改定しております。第23期の取締役報酬については、2024年10月29日に開催した報酬委員会において検討・協議のうえ、報酬額を決定しており、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合するものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

a.取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、並びに中長期的な業績連動報酬としての譲渡制限付き株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみにより構成する。

b.取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

現金による固定金銭報酬は年額300,000千円以内（使用者兼務取締役の使用者分給与は含まない。）とし、譲渡制限付株式による非金銭報酬は、年額40,000千円以内、株式数の上限を年80,000株以内とする。

c.業績連動報酬等に関する方針

取締役に対し、業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績連動報酬を支給する。

原則として、会社があらかじめ定めた単事業年度の業績目標（売上高、営業利益）の達成率を評価指標とし、これに連動した金銭報酬を対象の事業年度終了後に支給する。業績連動賞与の支給額は、基準額に、対象の事業年度の終了時における業績目標の達成度に応じて0～150%の間で変動する支給率を乗じた金額に基づいて決定する。

ただし、対象取締役が法令、社内規則等の違反その他業績連動報酬を支給しないことが相当である事由に該当した場合、当社は業績連動報酬の支給は行わない。

d.取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

毎月同額を支給する。

e.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

当社が任意に設置する報酬委員会において内容を決定する。

また、監査役の報酬額は、株主総会において決定された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

#### □. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分<br>分          | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |            |                | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|------------|----------------|----------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等    | 非金銭報酬等         |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 78,756千円<br>(6,000) | 72,525千円<br>(6,000) | -千円<br>(-) | 6,231千円<br>(-) | 6名<br>(2)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12,000<br>(12,000)  | 12,000<br>(12,000)  | -<br>(-)   | -<br>(-)       | 3<br>(3)       |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 90,756<br>(18,000)  | 84,525<br>(18,000)  | -<br>(-)   | 6,231<br>(-)   | 9<br>(5)       |

(注) 上表には、2024年10月29日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

#### ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

#### 二. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

#### ホ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬の内容は当社の株式であり、譲渡制限付株式であります。割当の条件等は、「(3)(イ)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2.(1)⑤当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況」に記載しております。

#### ヘ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年10月28日開催の第18期定時株主総会において年額300,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2023年10月27日開催の第21期定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額

は、年額40,000千円以内、株式数の上限を年80,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2020年10月28日開催の第18期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

#### ⑥ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役曾山明彦氏は、株式会社エグゼクティブ・アライアンスの代表取締役、東北大学の客員特任教授及び一般社団法人ライフサイエンス・イノベーション・ネットワーク・ジャパンの常務理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役齋藤祐子氏は、グーグル合同会社のプライバシーサンドボックス パートナーシップ部長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役恩田学氏は、株式会社GTM総研の代表取締役副社長、GTM税理士法人の代表社員、株式会社GTMコンサルティングの代表取締役社長、株式会社東阪企画の監査役、株式会社Jストリームの社外監査役、応用技術株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役平石孝行氏は、スプリング法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### □. 当事業年度における主な活動状況

|     |         | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 曾　山　明　彦 | 当事業年度に開催された取締役会15回中14回に出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また経営戦略・経営管理の観点及び株主視点から当社経営に活発に助言を行うなど、当社の一層の経営の透明性確保に貢献すると共に持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行いました。<br>また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会2回中2回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |

|     |         | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 齋 藤 祐 子 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回中15回全てに出席し、事業開発や事業投資に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また経営戦略・経営管理の観点及び株主視点から当社経営に活発に助言を行うなど、当社の一層の経営の透明性確保に貢献すると共に持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行いました。</p> <p>また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会2回中2回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> |
| 監査役 | 菅 野 次 男 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回中15回全てに、また監査役会14回中14回全てに出席し、取締役会においては事業会社における監査役の経験と幅広い見識に基づき発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、監査役会においては、議長として議案の審議等に関して適宜必要な発言を行っております。</p> <p>また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会2回中2回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>                           |
| 監査役 | 恩 田 学   | <p>当事業年度に開催された取締役会15回中15回全てに、また監査役会14回中14回全てに出席し、取締役会においては税理士としての豊富な経験と専門的知識に基づき発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、監査役会においては財務・会計等に関して適宜必要な発言を行っております。</p> <p>また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会2回中2回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>                                   |
| 監査役 | 平 石 孝 行 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回中15回全てに、また監査役会14回中14回全てに出席し、取締役会においては弁護士としての豊富な経験と専門的知識に基づき発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、監査役会においてはコンプライアンス向上に関して適宜必要な発言を行っております。</p> <p>また、報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会2回中2回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>                               |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 19,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,000   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

## 連結貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
|------------------|------------------|--------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b> |                  | <b>(負 債 の 部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>      | <b>1,305,919</b> | <b>流動負債</b>        | <b>342,590</b>   |
| 現金及び預金           | 860,933          | 買掛金                | 70,721           |
| 売掛金及び契約資産        | 347,839          | 1年内返済予定の長期借入金      | 17,234           |
| 商品               | 1,063            | 未払法人税等             | 12,445           |
| 仕掛品              | 136              | 未払金                | 19,298           |
| その他の棚卸資産         | 134              | 未払消費税等             | 28,842           |
| 前払費用             | 79,947           | 契約負債               | 75,711           |
| その他              | 17,753           | 賞与引当金              | 68,776           |
| 貸倒引当金            | △1,889           | その他                | 49,560           |
| <b>固定資産</b>      | <b>178,415</b>   | <b>固定負債</b>        | <b>29,122</b>    |
| <b>有形固定資産</b>    | <b>64,103</b>    | 長期借入金              | 12,337           |
| 建物               | 43,176           | 資産除去債務             | 16,785           |
| 工具器具備品           | 20,926           | <b>負債合計</b>        | <b>371,712</b>   |
| <b>無形固定資産</b>    | <b>13,659</b>    | <b>(純 資 産 の 部)</b> |                  |
| ソフトウェア仮勘定        | 1,430            | 株主資本               | 1,112,759        |
| その他              | 12,229           | 資本金                | 158,460          |
| <b>投資その他の資産</b>  | <b>100,653</b>   | 資本剰余金              | 193,841          |
| 敷金               | 72,223           | 利益剰余金              | 788,827          |
| 繰延税金資産           | 26,925           | 自己株式               | △28,369          |
| その他              | 1,503            | その他の包括利益累計額        | △1,427           |
|                  |                  | 為替換算調整勘定           | △1,427           |
|                  |                  | 新株予約権              | 1,290            |
|                  |                  | <b>純資産合計</b>       | <b>1,112,622</b> |
| <b>資産合計</b>      | <b>1,484,334</b> | <b>負債純資産合計</b>     | <b>1,484,334</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年8月1日から)  
2025年7月31日まで

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 2,740,744 |
| 売上原価            |         | 1,685,506 |
| 売上総利益           |         | 1,055,237 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,003,449 |
| 営業利益            |         | 51,788    |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 26      |           |
| 助成金収入           | 10,000  |           |
| 雑収入             | 168     |           |
|                 |         | 10,194    |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 471     |           |
| 為替差損            | 1,184   |           |
| 支払保証料           | 0       |           |
| その他             | 52      |           |
|                 |         | 1,708     |
| 経常利益            |         | 60,273    |
| 特別損失            |         |           |
| 固定資産除却損         | 135     | 135       |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 60,138    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 35,538  |           |
| 法人税等調整額         | △10,423 | 25,115    |
| 当期純利益           |         | 35,023    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 35,023    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から)  
2025年7月31日まで

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高              | 157,215 | 199,836   | 753,804   | △43,857 | 1,066,997   |
| 当連結会計年度変動額               |         |           |           |         |             |
| 新株の発行（新株予約権の行使）          | 1,245   | 1,245     |           |         | 2,490       |
| 自己株式の処分                  |         | △7,239    |           | 15,487  | 8,248       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |         |           | 35,023    |         | 35,023      |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） |         |           |           |         |             |
| 当連結会計年度変動額合計             | 1,245   | △5,994    | 35,023    | 15,487  | 45,761      |
| 当連結会計年度末残高               | 158,460 | 193,841   | 788,827   | △28,369 | 1,112,759   |

|                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |               | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------|-----------------------|---------------|-----------|-----------|
|                          | 為替換算調整勘定              | その他の包括利益累計額合計 |           |           |
| 当連結会計年度期首残高              | △1,320                | △1,320        | 1,290     | 1,066,967 |
| 当連結会計年度変動額               |                       |               |           |           |
| 新株の発行（新株予約権の行使）          |                       |               |           | 2,490     |
| 自己株式の処分                  |                       |               |           | 8,248     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |                       |               |           | 35,023    |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） | △107                  | △107          |           | △107      |
| 当連結会計年度変動額合計             | △107                  | △107          | —         | 45,654    |
| 当連結会計年度末残高               | △1,427                | △1,427        | 1,290     | 1,112,622 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|
| (資 産 の 部)       |                  | (負 債 の 部)          |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,292,516</b> | <b>流動負債</b>        | <b>335,483</b>   |
| 現金及び預金          | 846,533          | 買掛金                | 66,452           |
| 売掛金及び契約資産       | 333,185          | 1年内返済予定の長期借入金      | 17,234           |
| 仕掛品             | 136              | 未払法人税等             | 12,445           |
| その他の棚卸資産        | 134              | 未払金                | 18,744           |
| 前払費用            | 77,911           | 未払消費税等             | 28,837           |
| 前払金             | 7,871            | 未払費用               | 29,129           |
| 関係会社短期貸付金       | 38,180           | 契約負債               | 74,630           |
| その他             | 9,470            | 預り金                | 18,794           |
| 貸倒引当金           | △20,908          | 賞与引当金              | 68,776           |
| <b>固定資産</b>     | <b>193,937</b>   | その他                | 438              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>62,980</b>    | <b>固定負債</b>        | <b>29,122</b>    |
| 建物              | 43,176           | 長期借入金              | 12,337           |
| 工具器具備品          | 19,803           | 資産除去債務             | 16,785           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>13,659</b>    | <b>負債合計</b>        | <b>364,606</b>   |
| ソフトウエア仮勘定       | 1,430            | <b>(純 資 産 の 部)</b> |                  |
| その他             | 12,229           | <b>株主資本</b>        | <b>1,120,557</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>117,298</b>   | 資本金                | 158,460          |
| 投資有価証券          | 3                | 資本剰余金              | 196,093          |
| 出資金             | 1,500            | 資本準備金              | 157,460          |
| 関係会社長期貸付金       | 17,300           | その他資本剰余金           | 38,633           |
| 敷金              | 71,720           | <b>利益剰余金</b>       | <b>794,373</b>   |
| 繰延税金資産          | 35,388           | その他利益剰余金           | 794,373          |
| 貸倒引当金           | △8,615           | 繰越利益剰余金            | 794,373          |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,486,453</b> | <b>自己株式</b>        | <b>△28,369</b>   |
|                 |                  | 新株予約権              | 1,290            |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>       | <b>1,121,847</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b>     | <b>1,486,453</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2024年8月1日から)

(2025年7月31日まで)

(単位 : 千円)

| 科<br>目       | 金       | 額         |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 2,605,392 |
| 売上原価         |         | 1,581,235 |
| 売上総利益        |         | 1,024,156 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 945,524   |
| 営業利益         |         | 78,632    |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 1,336   |           |
| 為替差益         | 1,332   |           |
| 助成金収入        | 10,000  |           |
| 雑収入          | 165     | 12,834    |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 471     |           |
| 支払保証料        | 0       |           |
| 貸倒引当金繰入      | 27,635  | 28,106    |
| 経常利益         |         | 63,360    |
| 特別損失         |         |           |
| 固定資産除却損      | 135     |           |
| 関係会社株式評価損    | 2,047   | 2,182     |
| 税引前当期純利益     |         | 61,177    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 35,538  |           |
| 法人税等調整額      | △18,822 | 16,716    |
| 当期純利益        |         | 44,461    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から)  
2025年7月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株主資本等変動計算書 |         |        |         |          |         | 自己株式    | 株主資本合計    |  |  |
|---------------------|------------|---------|--------|---------|----------|---------|---------|-----------|--|--|
|                     | 資本金        | 主       |        |         | 資本       |         |         |           |  |  |
|                     |            | 資本準備金   | その他の資本 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |           |  |  |
| 当期首残高               | 157,215    | 156,215 | 45,873 | 202,088 | 749,912  | 749,912 | △43,857 | 1,065,357 |  |  |
| 当期変動額               |            |         |        |         |          |         |         |           |  |  |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使) | 1,245      | 1,245   |        | 1,245   |          |         |         | 2,490     |  |  |
| 自己株式の処分             |            |         | △7,239 | △7,239  |          |         | 15,487  | 8,248     |  |  |
| 当期純利益               |            |         |        |         | 44,461   | 44,461  |         | 44,461    |  |  |
| 当期変動額合計             | 1,245      | 1,245   | △7,239 | △5,994  | 44,461   | 44,461  | 15,487  | 55,199    |  |  |
| 当期末残高               | 158,460    | 157,460 | 38,633 | 196,093 | 794,373  | 794,373 | △28,369 | 1,120,557 |  |  |

|                     | 新株予約権 | 純資産合計     |
|---------------------|-------|-----------|
| 当期首残高               | 1,290 | 1,066,647 |
| 当期変動額               |       |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使) |       | 2,490     |
| 自己株式の処分             |       | 8,248     |
| 当期純利益               |       | 44,461    |
| 当期変動額合計             | －     | 55,199    |
| 当期末残高               | 1,290 | 1,121,847 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年9月18日

株式会社デリバリーコンサルティング

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島 川 行 正  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 上 原 啓 輔  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デリバリーコンサルティングの2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デリバリーコンサルティング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、

当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない

が、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年9月18日

株式会社デリバリーコンサルティング  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島川行正  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 上原啓輔  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デリバリーコンサルティングの2024年8月1日から2025年7月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことがある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

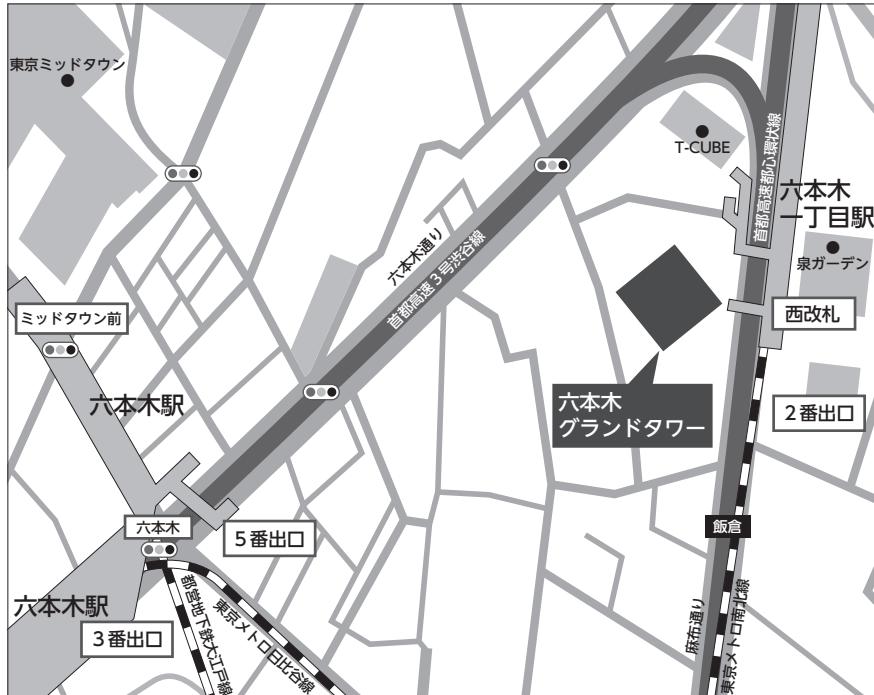
2025年9月29日

株式会社デリバリーコンサルティング 監査役会  
常勤監査役（社外監査役） 菅野次男  
監査役（社外監査役） 恩田学  
監査役（社外監査役） 平石孝行

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場： 東京都港区六本木三丁目2番1号  
住友不動産六本木グランドタワー 9階  
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room A



## 交通のご案内

- 地下鉄 東京メトロ南北線六本木一丁目駅（西改札直結）  
西改札を出て直進しますと、六本木グランドタワーのエントランスに到着しますので、正面左手のエレベーターで9階にお越しください。  
※六本木一丁目駅ホームから改札階までのエレベーター、改札階から六本木グランドタワー9階までのエレベーターをご利用いただくのがバリアフリー推奨ルートとなります。
- 地下鉄 東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」5番出口より徒歩6分

※近隣の「ベルサール六本木」とは異なる建物ですので、ご注意ください。  
※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。